

須磨区スポーツ活動補助金交付要綱 新旧対照表

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 前)	(改 正 後)
令和 3 年 8 月 23 日 須磨区長決定	令和 3 年 8 月 23 日 須磨区長決定
	<u>改正 令和 7 年 3 月 10 日 須磨区長決定</u>
(目的)	(目的)
第 1 条 この要綱は、<u>須磨区内（以下、「区内」という。）に在住又は在学又は在勤する区民等（以下、「区民」という。）が主催、参加する競技大会等（以下、「大会等」という。）の実施に対し、必要な経費の一部を活動補助金（以下、「補助金」という。）として支援し、区民の健康増進、子どもの健全育成、地域活性化に寄与することを目的とする。</u>	<u>第 1 条 この要綱は、須磨区民の健康増進、須磨区内（以下、「区内」という。）の子どもの健全育成、須磨区の地域活性化に寄与するため、区内に活動拠点があり、主に区内で活動している団体が主催する大会等（以下、「大会等」という。）の実施に対し、必要な経費の一部を活動補助金（以下、「補助金」という。）として支援することを目的とする。</u>
	<u>(用語の定義)</u>
	<u>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u>
	<u>(1) 大会等 参加者が一定の規則に従い、</u>
	<u>運動能力、技能などを競うものをいう。</u>
	<u>試合形式であること。公式、非公式は問</u>
	<u>わない。練習のみの場合は大会等に含ま</u>
	<u>ない。</u>
	<u>(2) 子ども 18歳以下の者をいう。</u>
(補助対象となる団体)	(補助対象となる団体)
第 <u>2</u> 条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる要件を充たす団体で、須磨区長	第 <u>3</u> 条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる要件を充たす団体で、須磨区長

(以下、「区長」という。)が特に必要と認めたものとする。

(補助金の種類と申請)

第 3 条 この要綱により定める補助金は、小学生等子どもを対象に行う大会等への補助金（以下、「子ども大会補助金」という。）とその他一般大会等への補助金（以下、「一般大会補助金」という。）の2種類とする。

2 前号の補助金申請は、同年度内において同一団体につき、1回限りとし、子ども大会補助金と一般大会補助金は重複して申請はできないこととする。

(子ども大会補助金の内容と選考基準)

第4条 この要綱により定める子ども大会補助金は、第2条各号の要件を充たす団体が補助対象期間内に実施する小学生等子どもを対象に行う大会等の施設使用料、資材購入経費、その他開催に係る経費の一部を補助する。

2 区長は、子ども大会補助金については、団体が提出した補助金の交付申請書に基づき、子どもの健全育成及び地域活性化の観点から大会等の規模、区民（小学生等子ども）の参加割合、参加者数等を選考基準として総合的に審査し、予算の範囲内で補助金交付団体を決定する。

(一般大会補助金の内容と選考基準)

(以下、「区長」という。)が特に必要と認めたものとする。

(補助金の種類と申請)

第 4 条 この要綱により定める補助金は、子どもを対象に行う大会等への補助金（以下、「子ども大会補助金」という。）とその他一般大会等への補助金（以下、「一般大会補助金」という。）の2種類とする。

2 前項の補助金申請は、当該年度内において同一団体につき、1回限りとし、子ども大会補助金と一般大会補助金は重複して申請はできないこととする。

(審査基準)

第5条 区長は、団体が提出した補助金の交付申請書に基づき、子どもの健全育成及び地域活性化の観点から大会等の規模、区民の参加割合、子どもの参加割合、参加者数等を基準として総合的に審査し、予算の範囲内で補助金交付団体を決定する。

<u>第5条 この要綱により定める一般大会補助金は、前第2条各号の要件を充たす団体が補助対象期間内に実施する大会等の施設使用料、資材購入経費、その他開催に係る経費の一部を補助する。</u> <u>2 区長は、一般大会補助金については、団体が提出した補助金の交付申請書に基づき、地域活性化の観点から大会等の規模、区民の参加割合、参加者数を選考基準として総合的に審査し、予算の範囲内で補助金交付団体を決定する。</u> (補助金の額) 第<u>6</u>条 (補助対象外経費) 第<u>7</u>条	(対象経費) <u>第6条 補助事業等の対象となる経費は、当該年度内に実施する大会等に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 大会施設使用料：施設使用料、冷暖房経費、資材借用経費など。</u> <u>(2) 大会資材購入費：大会に係る資材費。購入時期は当該年度4月1日から大会終了日まで。</u> <u>(3) その他経費：外部の講師経費・大会ボランティア経費、機材の整備費、洗濯代、会議に係る会議室代、大会の運営に係る飲料費など。</u> (補助金の額) 第<u>7</u>条 (補助対象外経費) 第<u>8</u>条
---	--

(補助対象となる活動の期間) 第<u>8</u>条 1 補助対象となる<u>活動の期間は、</u>当該年度の4月1日から3月31日<u>とする。</u> 2 <u>補助申請時から年度当初にさかのぼり開催した大会についても</u>当該補助申請内容に含めることができるものとする。 (補助金の交付申請) 第<u>9</u>条 (補助金の交付決定) 第<u>10</u>条 (補助金の概算払い) 第<u>11</u>条 (事情の変更) 第<u>12</u>条 2 前項の場合においても、施設キャンセル料や大会準備に要する資材購入等については補助対象とすることができる。<u>この場合、補助対象団体は第9条第1項に基づき区長に必要書類を提出することとする。</u> (報告書の提出) 第<u>13</u>条 2 報告により補助金を精算し、残金が生じる場合は、<u>補助対象団体</u>はこれを区	(補助対象となる活動の期間) 第<u>9</u>条 1 補助対象となる<u>大会は、</u>当該年度の4月1日から3月31日<u>の間に開催されたものとする。</u> 2 <u>削除</u> (補助金の交付申請) 第<u>10</u>条 (補助金の交付決定) 第<u>11</u>条 (補助金の概算払い) 第<u>12</u>条 (事情の変更) 第<u>13</u>条 2 前項の場合においても、施設キャンセル料や大会準備に要する資材購入等については補助対象とすることができる。 (報告書の提出) 第<u>14</u>条 2 報告により補助金を精算し、残金が生じる場合は、<u>補助団体</u>はこれを区長に
---	--

長に返還しなければならない。 (是正のための措置) 第14条 (補助額の確定) 第15条 2 区長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、<u>第1項</u>の規定による通知を省略することができる。 (交付決定の取消し) 第16条 (補助対象事業の後援名義) <u>第17条 申請団体は対象事業について、須磨区後援名義が必要な場合は、別途「須磨区後援名義使用に関する取り扱い要綱」に基づいて区長に申請を行うものとする。</u> 附 則 この要綱は、令和3年8月23日から施行する。 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。	返還しなければならない。 (是正のための措置) 第15条 (補助額の確定) 第16条 2 区長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、<u>前項</u>の規定による通知を省略することができる。 (交付決定の取消し) 第17条 (補助対象事業の後援名義) <u>削除</u> 附 則 この要綱は、令和3年8月23日から施行する。 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>
--	---